

再評価結果（平成25年度事業継続箇所）

担 当 課：道路局 国道・防災課

担当課長名：三浦 真紀

<p>事業名 一般国道169号 <small>おくどろ</small> 奥瀬道路（Ⅱ期）</p>	<p>事業区分 一般国道</p>	<p>事業主体 国土交通省 近畿地方整備局</p>
<p>起終点 自：和歌山県新宮市熊野川町玉置口 至：和歌山県新宮市熊野川町九重</p>	<p>延長 5.2km</p>	
<p>事業概要</p> <p>一般国道169号は、奈良県奈良市を起点として、紀伊半島内陸部を縦貫し和歌山県新宮市に至る延長約184kmの路線であり、紀伊半島内陸地域の日常生活を支えるとともに、地域の産業・観光を支援する道路として重要な役割を担っている。</p> <p>奥瀬道路（Ⅱ期）は、一般国道169号のうち特に地形条件が厳しい区間における土砂崩落等による通行止めの回避、災害時の迂回解消を含む走行時間短縮等、線形不良区間の解消等を目的に計画された道路である。</p>		
<p>H19年度事業化</p>	<p>都市計画決定</p>	<p>H21年度用地着手</p>
<p>全体事業費</p>	<p>139億円</p>	<p>事業進捗率</p>
		<p>約13%</p>
		<p>供用済延長</p>
		<p>—</p>
<p>地域の防災面の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 和歌山県と奈良県を結ぶ国道169号及び接続する国道311号では、平成16年度以降に土砂崩落による通行止めが8回（389日間）、降雨規制による通行止めが7回（8日間）の計15回（397日間）の通行止めが発生。 平成23年7月に国道169号で発生した土砂崩落では、361日間全面通行止めとなり地域住民の生活に大きく影響。 		
<p>課題を踏まえた対策・事業内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 土砂崩落による通行止めを回避し地域間交通、沿道集落の孤立を防ぐ対策として、線形不良区間、異常気象時通行規制区間はトンネルによる別線整備とし、現道活用が可能な区間については現道拡幅及び法面対策を行う計画。 当該区間は急峻な地形で線形不良区間が大部分を占めるため、現道拡幅のみでは課題を解消できない。 		
<p>事業の効果等</p> <p>○災害時の迂回解消を含めた走行時間の短縮等 137億円 （残事業 137億円）</p> <p>○災害による被害の回避</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落孤立の解消 救急医療施設へのアクセス向上 	<p>費用 (残事業) / (事業全体)</p> <p style="text-align: center;">94 / 128億円</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>事業費： 92 / 126億円</p> <p>維持管理費： 1.9 / 1.9億円</p> </div>	
<p>関係する地方公共団体等の意見</p> <p>地域から頂いた主な意見等：</p> <ul style="list-style-type: none"> 国道169号直轄工事促進委員会（北山村、新宮市、十津川村）より早期整備の要望を受けている。 国道169号「瀬峡道路」整備促進協議会（和歌山県、北山村、新宮市、十津川村、田辺市）より早期整備の要望を受けている。 <p>奈良県知事の意見：</p> <p>国道169号（奥瀬道路（Ⅱ期））は、奈良、和歌山、三重県の三県を連絡する道路であり、地形条件が厳しく高度な技術を要するため、国に対して直轄権限代行事業として整備をお願いしているものです。当事業は、吉野、熊野地域の連携を強化し、紀伊半島の観光振興と地域活性化のために必要です。この沿線に住む十津川村民にとっては、新宮方面を結ぶ唯一の幹線であります。</p> <p>また、奈良県南部の南北軸である国道168号、169号では、土砂崩落などにより、度々、通行止めが発生しており、特に、平成23年9月の紀伊半島大水害では、山腹崩壊や路肩決壊、落橋などにより道路が分断され集落が孤立し、地域生活に大きな影響を及ぼしたところです。</p> <p>災害に強い紀伊半島の実現には、被災地域の孤立や物資輸送・救急活動ルートの分断を防ぐ「紀伊半島アンカールート」の一環として当該道路の早期整備が必要と考えています。</p> <p>以上のことから、対応方針（原案）どおり、事業継続が妥当と考えます。</p>		

なお、今回の提示資料において、事業費が増加していることから、より一層のコスト縮減に努めていただくとともに、平成27年度供用に向け計画的な整備を図られますようお願いいたします。

和歌山県知事の意見：

昨年、紀伊半島大水害において、県内の主要幹線道路が各所で通行止めとなり、多くの集落が孤立するなど、地域間を結ぶ幹線道路の重要性が再認識されたところです。

国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）は、地域間交通の利便性向上はもとより、災害時の交通機能確保や救急医療体制の強化などの面からも重要な道路であるため、早期の全線供用が必要であることから、対応方針（原案）のとおり、事業継続が妥当と考えます。

なお、事業実施にあたっては、コスト縮減に努め、平成27年国体開催までの供用を図られるようお願いいたします。

事業評価監視委員会の意見

審議の結果、「国道169号奥瀬道路（Ⅱ期）」の再評価は、当委員会に提出された資料、説明の範囲において、おおむね適切に進められており、対応方針（原案）のとおり「事業継続」でよいと判断される。

事業採択時より再評価実施時までの周辺環境変化等

北山村は自動車への依存が高い地域であるが、一般国道169号では毎年のように通行止めが発生している。

事業の進捗状況、残事業の内容等

平成19年度に事業化し、平成22年度からは工事に着手し平成23年度よりトンネルに着手。

事業の進捗が順調でない理由、今後の事業の見通し等

引き続き事業を推進し、平成27年度の供用を目指す。

施設の構造や工法の変更等

事業実施にあたり、新技術・新工法の活用等により、コスト縮減に努める。

対応方針

事業継続

対応方針決定の理由

以上の状況を勘案すれば、当初から事業の必要性、重要性は変わらないと考えられる。

※1 事業の効果に記載している金額は、防災面の効果を完成後50年間の便益額として現在価値化して算出した値であり、試算値を含む。

※2 費用に記載している金額は、現在価値化して算出した値。

再評価結果(平成25年度事業継続箇所)

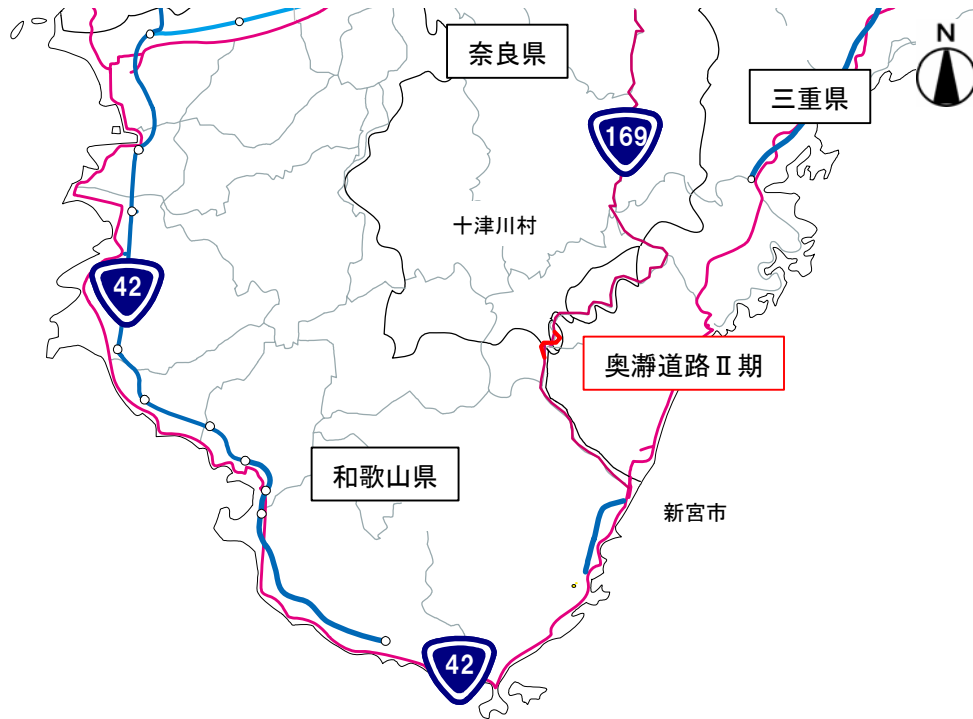
担当課：道路局 国道・防災課

担当課長名：三浦 真紀

事業名	一般国道169号 <small>おくどろ</small> 奥瀬道路(Ⅱ期)	事業区分	一般国道	事業主体	国土交通省 近畿地方整備局
起終点	自：和歌山県新宮市熊野川町玉置口 至：和歌山県新宮市熊野川町九重	延長	5.2km		

事業概要図

【位置図】



【概要図】

